

尼崎市の再生と 発展をめざして

- 平成23年4月 -



- ・市財政の現状と課題
- ・“あまがさき”行財政構造改革推進プランの概要
- ・平成23年度新規・拡充事業

目次

はじめに.....	1
第1章 市財政の現状と課題.....	1
1 尼崎市の予算.....	1
2 市税収入ほか主な歳入の状況.....	2
3 高い水準で推移する義務的経費.....	4
4 大幅に抑制している投資的経費.....	5
5 底をつく基金（貯金）、依然として残る市債（借金）残高.....	6
6 硬直化した財政構造.....	7
第2章 “あまがさき” 行財政構造改革推進プランの概要.....	8
1 策定の目的及び背景.....	8
2 財政健全化のレベル.....	9
3 今後の収支見通しと構造改善の考え方.....	10
4 財政基盤と住民自治基盤の確立.....	11
5 改革改善項目.....	12
目標1 「財政の健全化」.....	12
目標2 「地域社会で支える仕組みづくり」.....	18
目標3 「行政経営システムの構築」.....	20
改革改善の取組一覧.....	22
第3章 平成23年度新規・拡充事業.....	26

はじめに

尼崎市は、高度経済成長期にまちが大きく発展する過程で、豊かな市税収入や収益事業収入に支えられ、公共施設の整備や市民サービスの充実に努めてきましたが、バブル経済崩壊以降、市税収入や収益事業収入などの減少により、慢性的な収支不足をきたす厳しい財政状況にあります。

そのような中、平成 15 年度から経営再建プログラムに基づき、財政の健全化に向けて、収支不足の解消に取り組むとともに、平成 20 年度からは、さらなる財政の健全化の取組と住民自治基盤の確立に努めていくため、「あまがさき」行財政構造改革推進プラン」を策定し、行財政改革の取り組みに努めているところです。

しかしながら、尼崎市の財政は、昨今の世界的な経済不況の影響を受け、法人市民税の大幅な減収や生活保護費の増加など、これまでの慢性的な赤字体質に加えて、これらの負の要因が重なり、極めて危機的な状況にあると言えます。

こうしたことから、市債（借金）の発行や基金（貯金）の取崩しなどの財源対策を講じなくても、歳入（収入）に見合った歳出（支出）の規模で行財政運営を行っていく必要があります。また一方で、少子高齢化の進行や生活における安全安心に対する不安の解消など、新たなニーズにも的確に対応していく必要があります。

行財政改革を進めていくためには、市役所の努力に加え、市民の皆様のご理解とご協力が欠かせません。市民の皆様は、これらの状況の説明とご意見をいただく一助とするため、この冊子を作成いたしました。

第 1 章 市財政の現状と課題

1 尼崎市の予算

本市の予算は、一般会計、特別会計、公営企業会計という 3 つの会計（グループ）に分かれており、平成 23 年度当初予算の 3 会計の合計額は 4,155 億円となっています。

区 分	23 年度当初予算
一 般 会 計	1,964 億円
特 別 会 計	1,827 億円
企 業 会 計	364 億円

- ・ 一般会計とは、市税を主な財源として、福祉や教育、学校や公園の整備など、さまざまな分野の仕事を行うための会計のことで、多くの事業やサービスは一般会計で行っています。
- ・ 特別会計とは、介護保険や国民健康保険のように、保険料などの特定の収入により特定の事業を行うために、一般会計と区分して設けている会計です。
- ・ 企業会計とは、水道やバスなどのように事業収入により経営を行うために、一般会計と区分して設けている会計です。

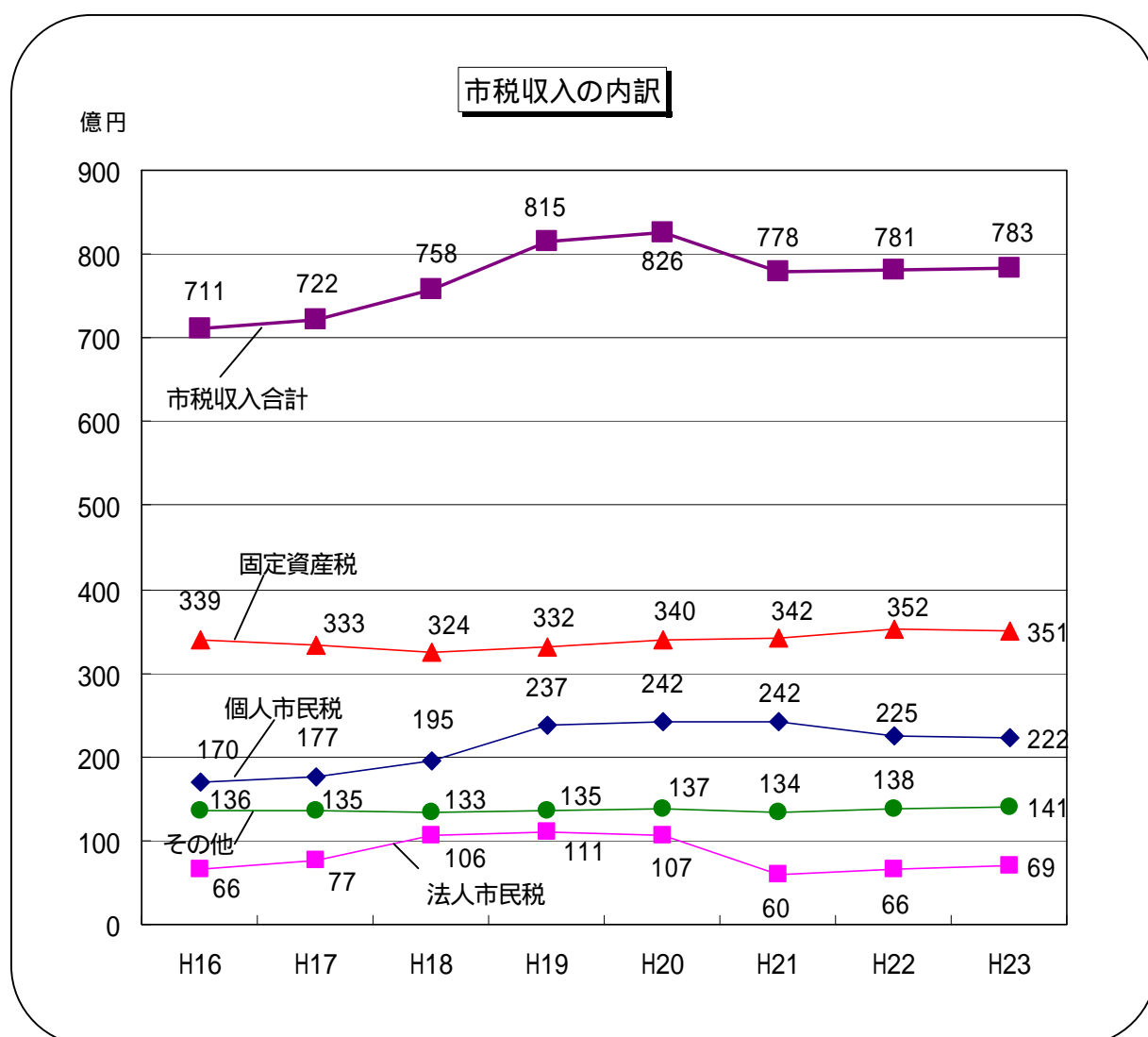
一般会計は、平成 23 年度当初予算で 1,964 億円となっており、そのうちの約 1,053 億円が市税などの一般財源（使いみちが決まっていない、市が自由に使えるお金）です。

残りの約 911 億円は、国や県からの補助金などの特定財源（使いみちが決まっているお金：例えば、学校や公園を整備する場合に、国から交付される補助金など）です。

2 市税収入ほか主な歳入の状況

市税収入は、昨今の経済不況の影響により、法人市民税が大幅に減少。地方交付税等は、国の改革の影響等により、減少傾向にありましたが、平成 22 年度以降増加傾向にあります。

歳入の根幹である市税収入は、平成 16 年度を境に増加傾向にありましたが、世界的な経済不況の影響による企業収益の減等から、平成 21 年度以降は法人市民税を中心に、大幅な減少となっています。

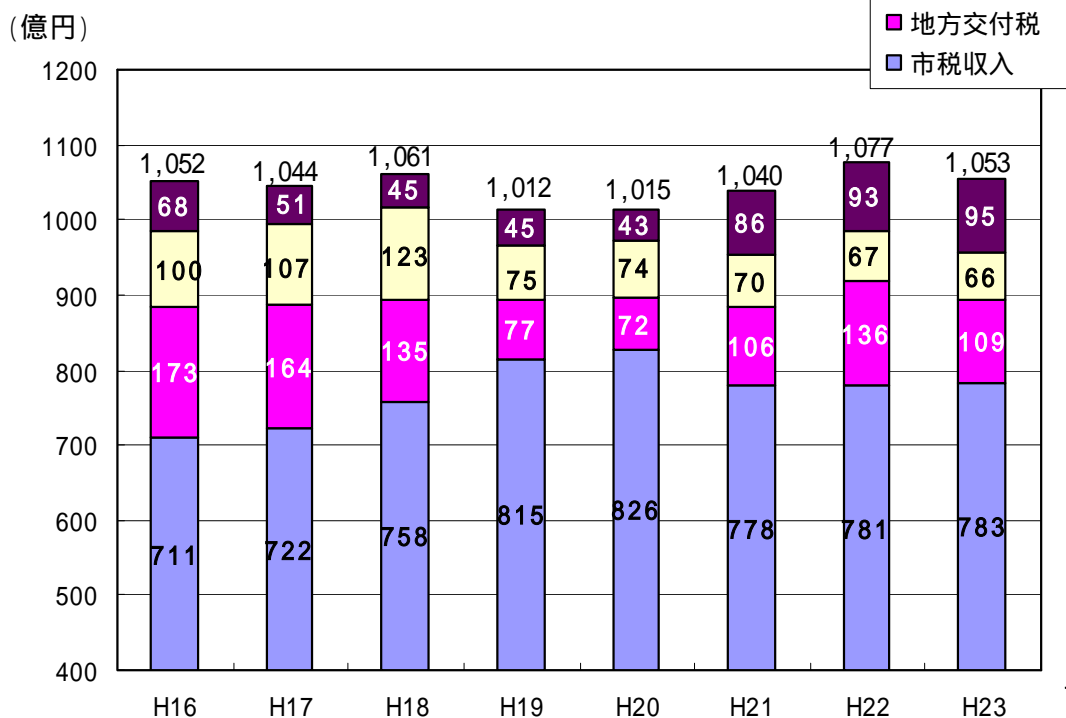


各年度の数値は決算額。ただし、22年度は2月補正後予算額、23年度は当初予算額（以下同じ。）

Q 主な歳入の一般財源（財産売払収入、財源対策等を除く）は、どのような状況ですか。

A 市税収入は、経済不況の影響により、平成 21 年度以降は大幅に減少しています。なお、地方交付税やその他（臨時財政対策債など）を加えた「主な歳入の一般財源」は国の改革の影響等により、平成 19 年度以降大幅に減少していましたが、平成 22 年度以降回復傾向にあります。

主な歳入の推移（一般財源ベース）



その他：臨時財政対策債、減税補てん債（～H18）、減収補てん債（H19～21）



用語解説

一般財源：財源の用途（使いみち）が特定の目的に限定されずに、どのような経費にも使うことができる財源のことです。市税、地方譲与税、地方交付税などがこれにあたります。

地方交付税：全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるよう、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税といった国税の一定割合を財源として、国が一定基準により市に交付するものです。

地方譲与税：国税として徴収されるものの、実質的には地方公共団体の財源とされているものについて国から交付されるものです。地方揮発油譲与税や自動車重量譲与税などがあります。

臨時財政対策債：地方一般財源の不足に対処するため、特例的に発行可能な地方債のことで、発行可能額は普通交付税と合わせて算定されます。

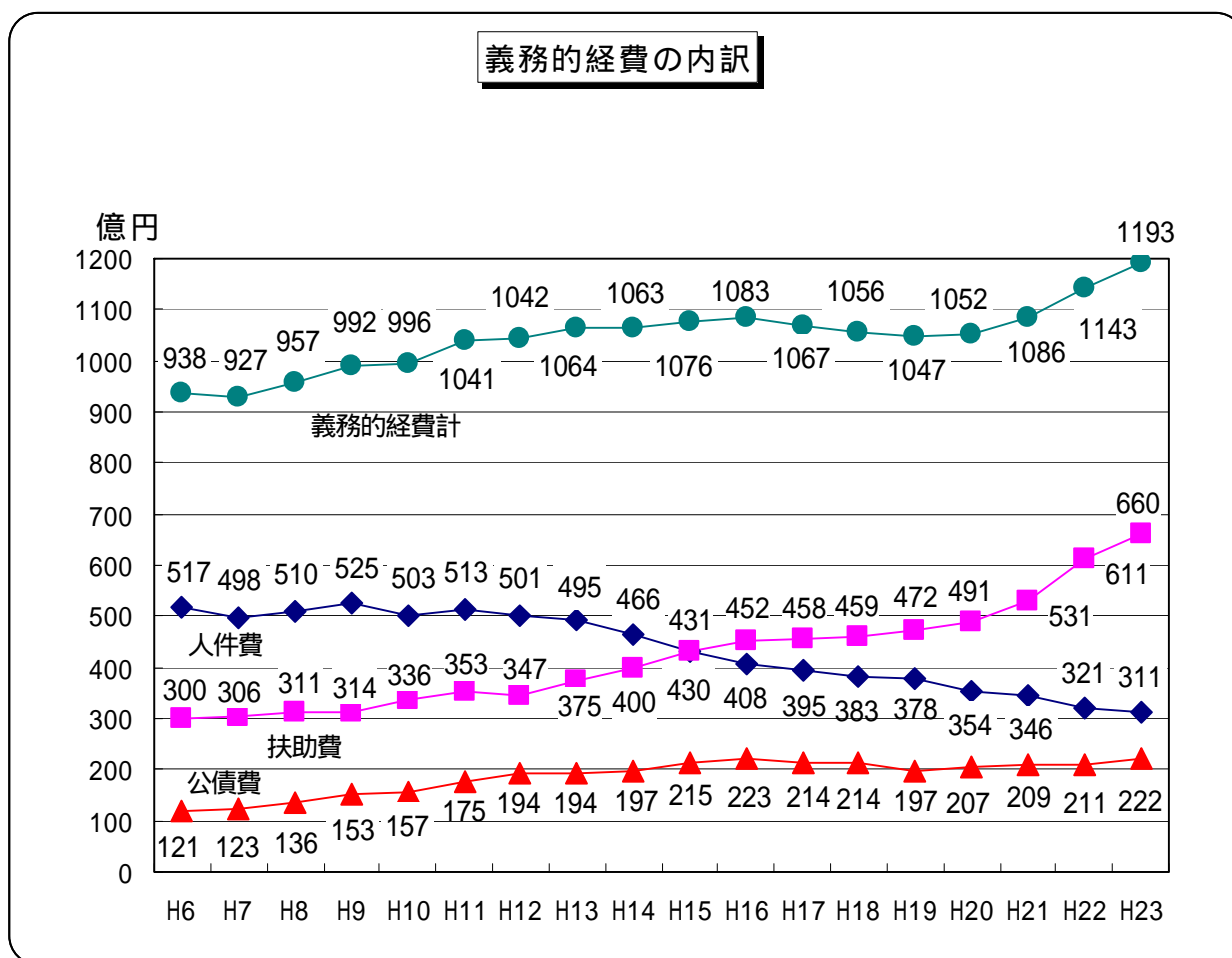
財源対策：歳入の不足分を補うために、基金（貯金）の取崩しや市債（借金）の借入れなど、緊急避難的な措置を行うことです。



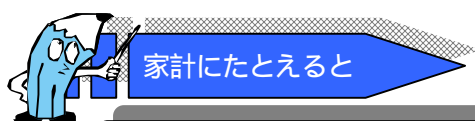
3 高い水準で推移する義務的経費

人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、依然として高い水準となっています。

義務的経費のうち、人件費は職員定数や職員給与費の削減などにより減少していますが、生活保護費、児童扶養手当、児童手当（22年度からは子ども手当）などの扶助費は大幅に増加しています。市債（借金）の償還である公債費は、阪神・淡路大震災からの復旧・復興などに発行した市債の影響により、高い水準となっていますが、ここ数年は投資的経費の抑制等により横ばい傾向にあります。



義務的経費の公債費は、借換債・NTT無利子貸付分を除いています。

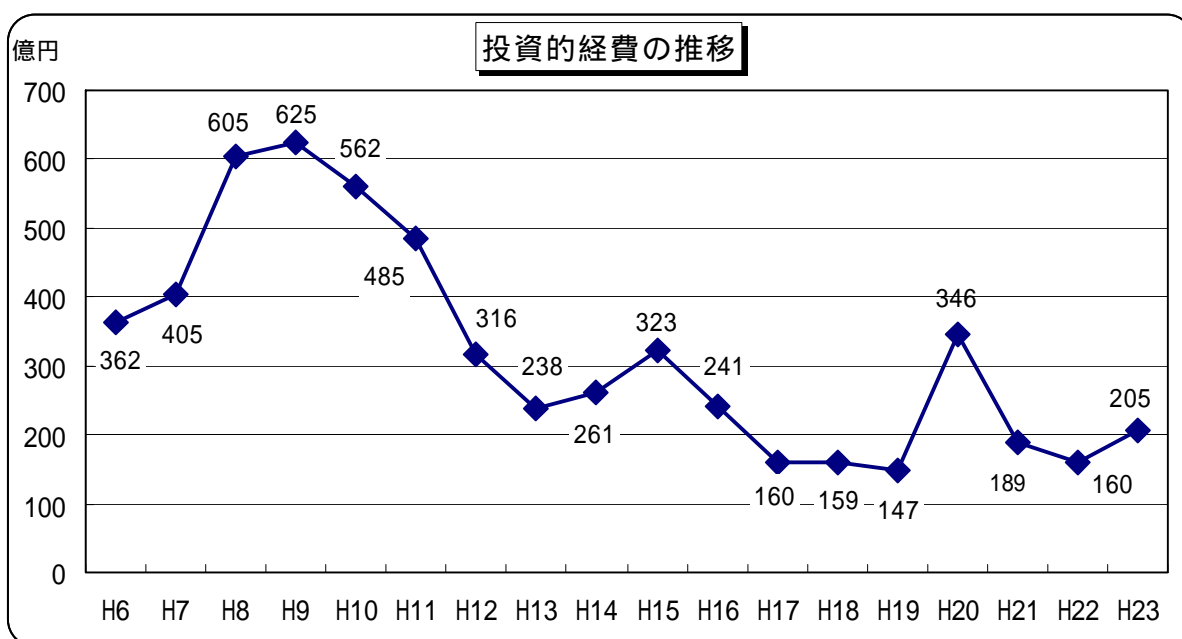


子どもの養育費、家や車のローンなど固定的な支出が、家計を圧迫している状態が続いています。

4 大幅に抑制している投資的経費

阪神・淡路大震災の復旧・復興事業を最優先課題に取り組んできましたが、ここ数年大幅に抑制しています。

投資的経費は、阪神・淡路大震災直後は復旧・復興事業を最優先課題として取り組んできましたが、ここ数年は大幅に抑制しています。(但し、平成20年度は、346億円の中にアルカイク広場整備事業分の198億円を含んでいます。)しかしながら、今後は公共施設の耐震化など、大規模な投資が見込まれることから、限られた財源の中で計画的に進めていく必要があります。



用語解説

義務的経費：性質別経費のうち義務的・非弾力的性格の強い経費で、一般的には人件費、扶助費及び公債費を指します。

扶助費：地方公共団体が生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの各種法令に基づき、被扶助者に対して支給する費用及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の支出額のことをいいます。

公債費：地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額のことをいい、過去の債務の支払いに要する経費です。(借りたお金とその利息の支払い額のことです。)

市債：学校や道路などを建設する場合のように、長期間にわたって利用することができ、多額の経費が必要なものの財源に充てるため、地方公共団体が政府、銀行などから調達する長期的な借入金を「地方債」といい、この「地方債」のうち、市が調達する資金を「市債」といいます。

投資的経費：道路、橋、公園、学校、公営住宅の建設など支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費です。



5 底をつく基金（貯金）、依然として残る市債（借金）残高

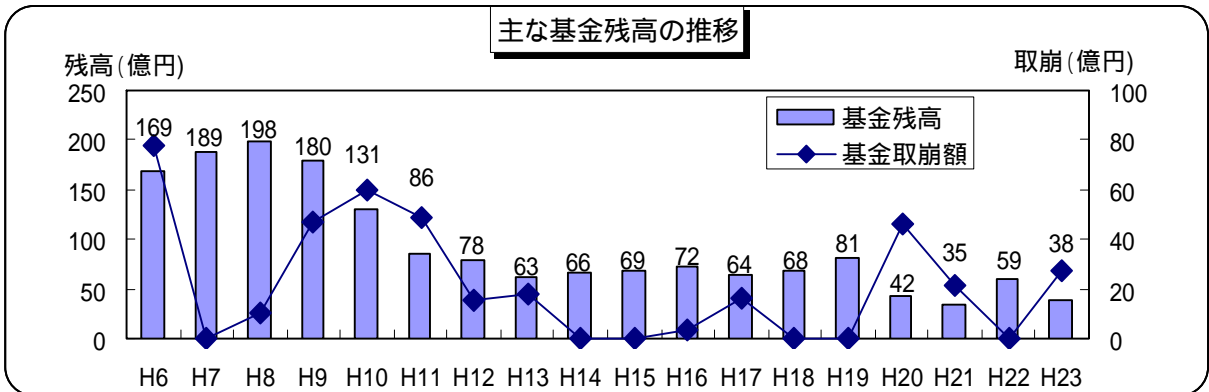
基金残高（23年度末見込み）

38億円（市民一人当たり約8千円）

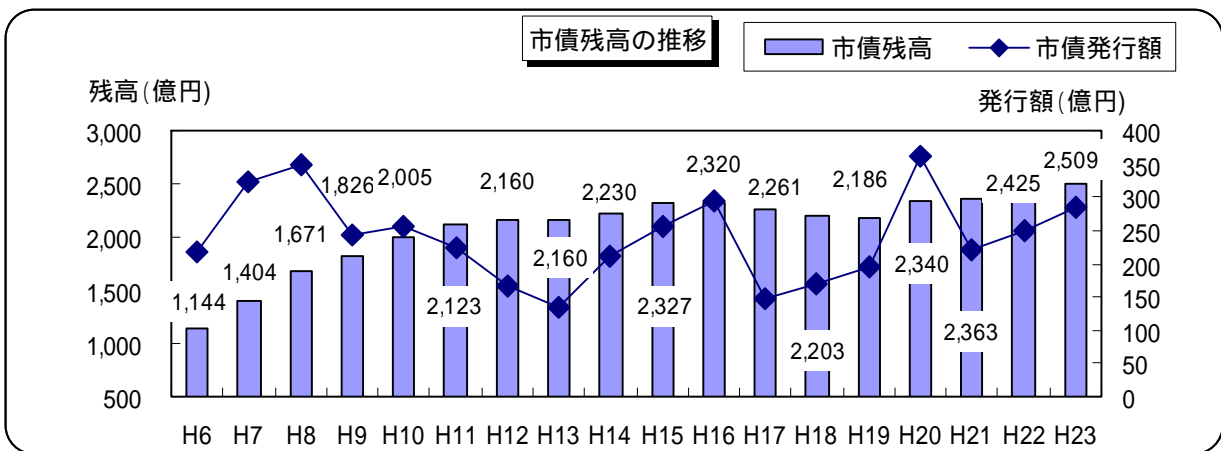
市債残高（23年度末見込み）

2,509億円（市民一人当たり約55万3千円）

基金の残高はほぼ底をついており、取り崩しをすることが難しくなっています。また、市債残高は、阪神・淡路大震災の復旧・復興に加え、その後も財源対策として、市債を発行してきたことから、多額のままで推移しています。



- 1 主な基金とは、財政調整基金、公共施設整備基金、減債基金、土地開発基金（17年度末廃止）
- 2 23年度は残高見込み



23年度は残高見込み

用語解説

基金：税収が急激に減少したり、予期せぬ災害が発生した時に備えるもの（積立基金）や、利子を財源に事業を支えるもの（定額運用基金）など、特定の目的のために積み立てられるお金で、家庭での貯金にあたります。

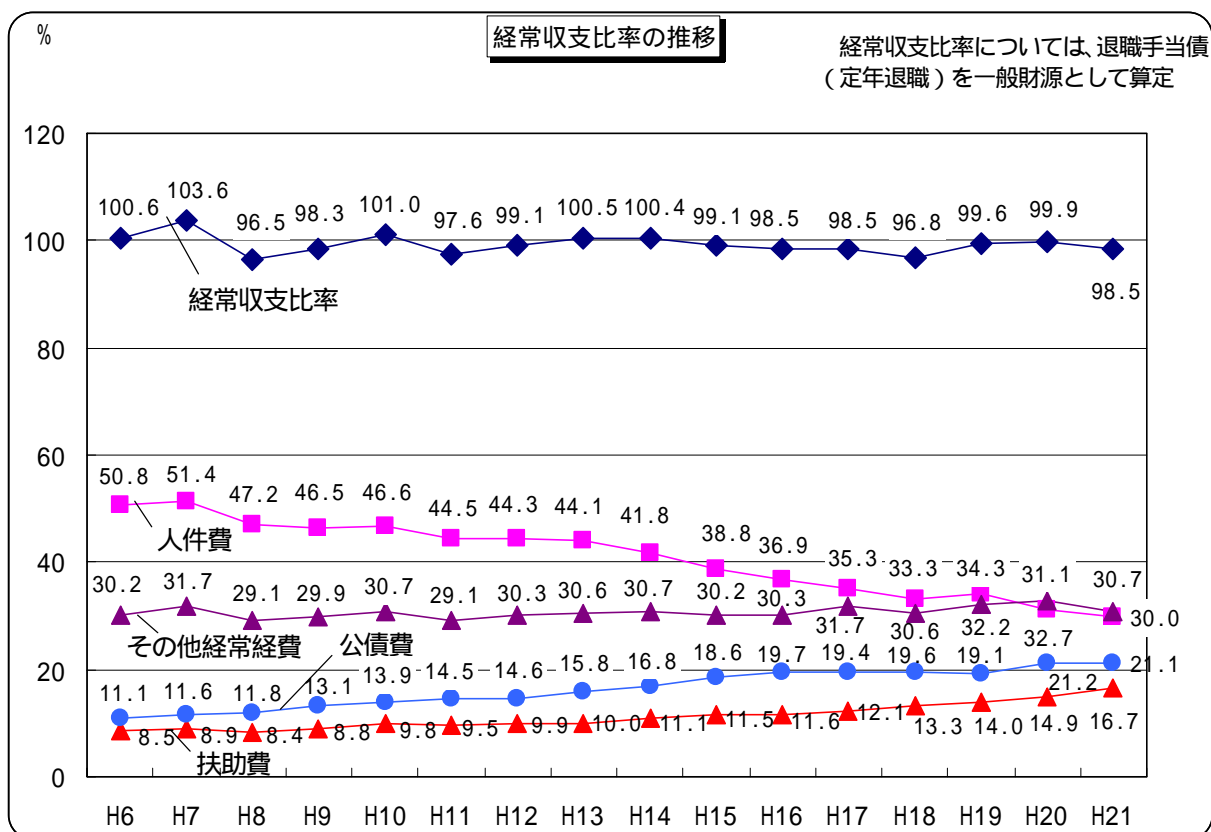


6 硬直化した財政構造

経常的な収入のほとんどが経常的な支出に充てられ、新しい取組などに充てる余力がない状態（経常収支比率が100%前後で推移する財政構造）

財政の健全性を示す指標の一つである経常収支比率は、人件費の削減等により引き下げる努力はしているものの高い水準で推移しています。

市税や地方交付税などの経常的な歳入のほとんどが、扶助費や公債費、人件費などの経常的な歳出に充てられ、新しい取組などに充てる余力がないという極めて硬直化した財政構造にあります。



経常収支比率の中で最大の課題であった人件費については、H6年度50.8%だったものがH21年度には30.7%にまで改善され、大幅な成果を上げていますが、一方で公債費や扶助費などは悪化しており、依然として厳しい状況が続いています。

家計にたとえると

食費、光熱水費、教育費、ローン返済費など毎月支出が必要となる経費を給料だけでまかなうのが精一杯な状態です。こうした経常的な出費に加え、家具や建物の修繕・買替など臨時的に支出が必要な場合は、貯金などをおろしてまかなっている状態です。

第2章 “あまがさき” 行財政構造改革推進プランの概要

1 策定の目的及び背景

尼崎市ではバブル経済崩壊以降、長引く不況などにより、市税収入や収益事業収入が減少したことなどから慢性的な収支不足をきたし、厳しい財政状況にあります。

平成14年10月に、平成15年度から19年度までの収支を試算したところ、5カ年で累積約800億円の収支不足額が見込まれたため、平成15年2月に「尼崎市経営再建プログラム」を策定し、財政の健全化の取組を進めてきました。その結果、最大の目標であった財政再建団体への転落阻止については回避できることとなりました。

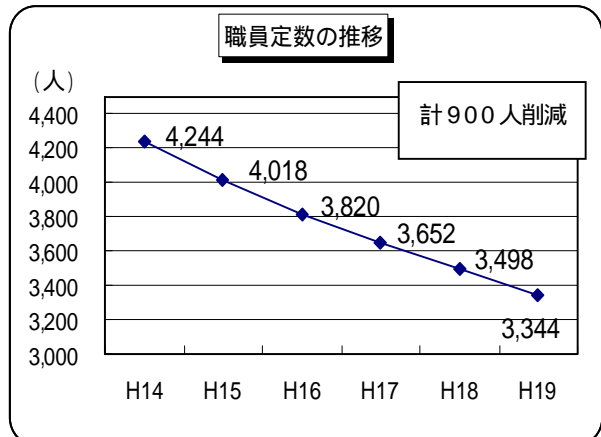
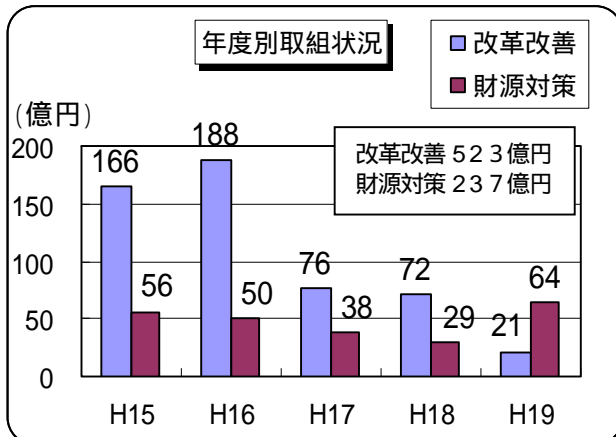
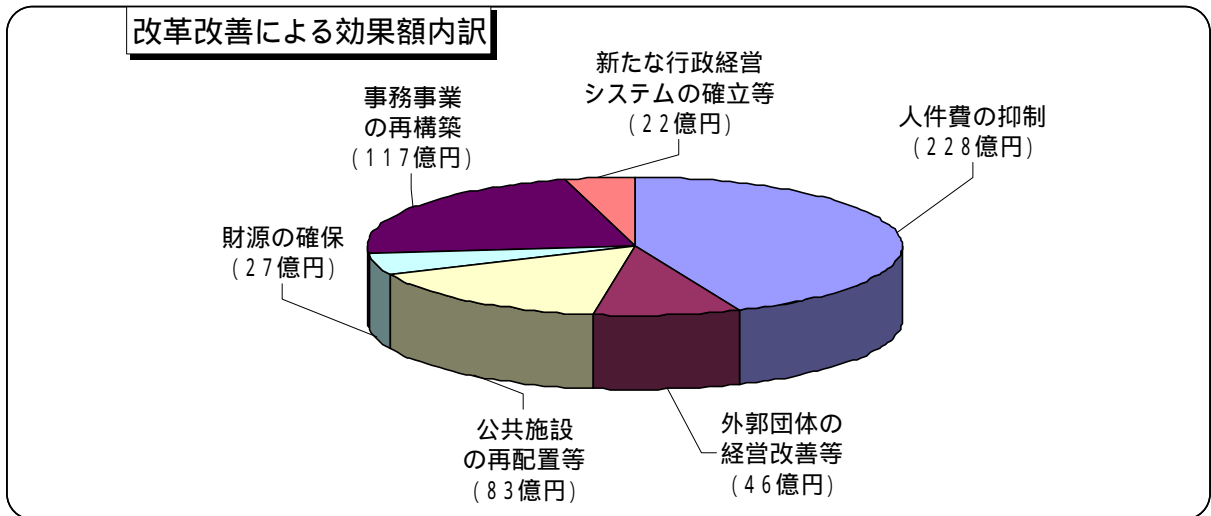
しかしながら、現在の状況は、市の借金である市債の活用など多額の財源対策を講じなければ、通常の歳入では歳出を賄うことができず、実質的な収支均衡は確保できていない状況です。

また、国・県における行財政改革や社会保障制度改革など、外的要因が大きく変わることにより、より厳しい局面を迎えることも視野に入れておく必要があります。

一方で、社会をめぐる状況は、少子高齢化の進行や、生活における安全・安心に対する不安が以前に比べて増している状況にあります。

こうしたことから、平成20年度から24年度までの5か年を計画期間とする「あまがさき」行財政構造改革推進プラン」を策定し、財政の健全化の取組を進め、財政基盤を築くとともに、地域社会で支える仕組みづくりなど、住民自治基盤の確立に努めていくこととしています。

・経営再建プログラムでの取組



2 財政健全化のレベル

財政健全化を推進するにあたって、そのレベルをわかりやすく大別すると次のように考えることができます。

レベル1 財政再建団体への転落の恐れがある。

予想される赤字が、自治体としての主体性を維持するための最低限のラインである財政再建ライン（標準財政規模の20%）を超える恐れがあります。

レベル2 形式的な収支均衡の確保が図られている。

財源対策を講じることで、健全財政の基礎的条件である歳入と歳出のバランスが保たれています。

レベル3 実質的な収支均衡の確保が図られている。

見かけ上の収支だけではなく、財源対策を講じなくても歳入に見合った歳出規模となっています。

レベル4 財政の長期的安定性がある。また、財政構造の弾力性がある。

世代間の公平性にも十分留意し、償還能力に見合った負債管理が行われているなど、持続可能な財政運営の将来展望があります。また、その歳出構造は硬直化したものではなく、バランスのとれたもので一定の新規事業枠等の確保ができています。

レベル5 財政の対応力が十分に備わっている。

不測の経済変動等に柔軟に対応できる、強固な財政基盤が確立されています。
（基金の拡充（標準財政規模の20%）等）



・目指すべき財政健全化のレベル

経営再建プログラムの取組成果などにより、財政再建団体への転落の恐れがある「レベル1」の状況は、当面回避できる見込みですが、現在の本市財政状況は、形式的な収支均衡の確保が図られているものの、多額の財源対策を講じており、「レベル2」の段階にしかない状況です。

そのため、「“あまがさき”行財政構造改革推進プラン」においては、実質的な収支均衡の確保が図られている状態にある「レベル3」を目指すこととしています。

3 今後の収支見通しと構造改善の考え方

プラン期間中の収支見通しについては、各年度ともに多額の財源対策を講じなければ、歳入と歳出のバランスが取れていない状況にあります。



(1) プラン期間における収支見通し

(一般会計一般財源ベース)

(単位:億円)

		20年度決算	21年度決算	22年度決見	23年度	24年度
歳入	市税収入	826	778	781	783	789
	地方交付税	72	106	136	109	114
	地方譲与税等	74	70	67	66	65
	その他 1	153	182	141	196	99
	うち財源対策	91	101	22	75	
	計	1,125	1,136	1,125	1,154	1,067
	うち市税等 2	1,005	1,006	1,077	1,053	1,048
歳出	人件費	320	313	286	278	247
	扶助費	142	165	176	187	191
	公債費	189	189	191	203	197
	その他経常的経費 3	401	396	411	404	407
	投資的経費	72	69	61	82	76
	計	1,124	1,132	1,125	1,154	1,118
差引収支		1	4	0	0	51

構造改善額反映後の額。H24は、H23までの確定した効果額(63億円)を反映

(2) 構造改善効果額

構造改善額	6	22	53	63	72
H20構造改善額	6	6	6	6	6
H21構造改善額		16	16	16	16
H22構造改善額			31	31	31
H23構造改善額				10	10
H24構造改善額					9
構造改善後の差引き収支	1	4	0	0	42

- 1 使用料・手数料、繰入金、市債等の計
- 2 市税、地方交付税、地方譲与税等、臨時財政対策債の計
- 3 物件費、補助費、繰出金等の計

(参考)基金残高

年度	残高(億円)
H20末	42
H21末	35
H22末	59
H23末	38

(アルカイク広場分を除く)

4 財政基盤と住民自治基盤の確立

国の権限を地方に移し、地方がその実情に合った適切な業務を行う地方分権が進んでいます。そんな中、地方自治体が自らの意思で地域課題に最適な解決策を見つけ出し、取り組んでいくことが今まで以上に求められています。

そのため、このプランでは「財政基盤」と「住民自治基盤」の確立を大きな2本の柱として設定し、さらにそれを実現するために「財政の健全化」「地域社会で支える仕組みづくり」「行政経営システムの構築」という3つの目標を定め、改革改善の取組を進めていきます。



財政基盤の確立

本市の財政構造を、実質的な収支均衡の確保が図られている状態とし、財源対策をしなくても、歳入（収入）に見合った歳出（支出）規模となる状況を目指します。

競艇などの収益事業収入や土地売却による収入を基金に積み立てるとともに、市債の発行を抑制するなど、財政規律を確保します。

社会経済環境の変化や多様化する市民ニーズを的確に捉えた上で、施策の重点化を図りながら財源等の効率的、効果的配分に努め、財政悪化を招かない行政経営システムの構築を目指します。

住民自治基盤の確立

少子高齢化や情報化、国際化などの社会情勢の変化の中で、多様化・複雑化している地域課題に対し、協働のまちづくりで地域の力を高めることを基本として、市民、地域団体、ボランティア団体、NPO法人、行政など多様な主体が、連携・協働しながら、地域課題を解決していく仕組みづくりを進めていきます。

行政の責任において行うべき生活保護制度などの公的なセーフティネットとともに、おたがいさま、おかげさまの精神により、地域の中の多様な主体が相互に助け合い、支え合える地域社会に向けた取組によって、市民が安心できる暮らしを支えていきます。

5 改革改善項目

目標1「財政の健全化」

(1) 財源の確保

収入率の向上

収入率の向上・滞納額の縮減は、財政運営上及び税等の負担の公平性の確保の観点からも極めて重要な課題です。

歳入の根幹となる市税等の収入率の向上については、具体的な数値目標を定めて取り組みます。また、長期・悪質な滞納案件について差押え等の法的処分の強化を図るとともに、徴収体制の強化に努めます。

主な項目	取組内容
収入率の向上	<p>市税収入…平成24年度における現年課税分の収入率を98.4%とします。</p> <p>保育所保育料…平成24年度における現年度分の収入率を98.3%とします。</p> <p>住宅家賃…指定管理者制度を導入した中で、平成22年度までに現年度分の収入率を97.3%などとします。</p> <p>国民健康保険料…保険料収納業務を徴収専門業者へ一部委託します。</p> <p>[方策]</p> <p>動産や給与等の差押の強化、インターネット公売の実施、徴収嘱託員の活用、コンビニ収納の実施、納税推進センターの設置など。</p> <p>[実施時期 平成20年度～]</p>

市有財産の有効活用等

市の財産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することで広告料収入を得るという新たな財源確保に努めます。また、使用料・手数料について必要な改定を行います。

さらに、市営住宅の駐車場を整備し使用料を徴収するなど、既存ストックの有効活用を図ることにより、歳入増加に努めるとともに、市が保有する未利用地についても貸付や売却を進めます。

主な項目	取組内容
広告事業の推進	<p>市報、ホームページ等の媒体を利用し、財源の確保に努めます。</p> <p>[広告媒体]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷物(広報誌、封筒、はがき、冊子、パンフレット等) ・ホームページ(バナー広告)、テレビモニター広告 ・その他の資産(公用車、玄関マット等) ・記念公園総合体育館等のネーミングライツ(施設命名権) <p>[実施時期 平成20年度～]</p>
公有財産の有効活用と財源確保	<p>[自動販売機の公募設置]</p> <p>本庁舎及び本市公共施設に設置する自動販売機について設置業者を公募し、財源確保に努めます。</p> <p>[市有地の貸付]</p> <p>公共施設や空地となっている市有地において、「無人時間貸駐車場」を経営する業者に貸し付け、財源確保に努めます。</p> <p>[実施時期 平成21年度～]</p>

<p>使用料・手数料の改定</p>	<p>受益と負担の適正化という観点から、原価主義に基づき料金を設定している施設使用料の改定方法等を見直します。</p> <p>収入額を算出する際、従来は目標利用率を設定し、この数値を用いてきましたが、この設定利用率が、実績と乖離が生じているものが多く、適切な原価率の算定とは言い難いため、施設ごとに実際の利用率(直近3カ年平均)を用います。</p> <p>本来の機能が専ら貸館施設である施設については、貸室部分の他に、共有部分に係る経費も原価計算の対象とします。</p> <p>原価率算定式</p> $\text{原価率(\%)} = \text{必要経費} \div (\text{利用率 100\%時の収入額} \times 3 \text{カ年平均の利用率})$ <p>以上を見直しを行った上で実施した実態調査結果に基づき、料金の改定を行います。</p> <p>具体的には、原則として、原価率が 110%を超えるものについて、現下の経済状況等も踏まえ、20%を上限として料金改定を実施します。</p> <p>[対象]</p> <p>19 施設の使用料 (別途手数料で一般廃棄物処理手数料(業務上多量排出し尿、臨時し尿)を改定します。)</p> <p>[実施時期 平成 22 年度～]</p>
<p>保育所保育料体系及び保育料算定方法の見直し</p>	<p>住宅取得控除をはじめとした税額控除後の所得税額を保育料算定の基礎とする現在の方法を見直し、税額控除前の所得税額に基づき保育料を決定する算定方法等に見直します。</p> <p>[実施時期 平成 21 年度～]</p>
<p>弥生ヶ丘墓園管理料制度の見直し</p>	<p>墓地管理料を年管理料制(1,500 円/㎡)に変更し、管理状態の改善を図ります。なお、現使用者は、使用開始後 50 年を超えた者から順次、年管理料制に移行します。</p> <p>[実施時期 平成 23 年度～]</p>
<p>既設市営住宅駐車場整備及び使用料の徴収</p>	<p>駐車場がない既設市営住宅について、順次、駐車場を整備するとともに駐車場使用料の徴収を行います。</p> <p>[実施時期 平成 20 年度～]</p>
<p>青少年いこいの家日帰り料金の設定</p>	<p>無料としていた日帰りによる施設利用者から、1泊料金の半額を徴収します。(25歳未満の利用者及び青少年団体等の利用者 100 円、その他の利用者 200 円)</p> <p>[実施時期 平成 23 年度～]</p>

各種減免制度の見直し

現行の制度の必要性や、他の給付施策等との整合性、阪神間都市等との均衡性などを検証し、制度の見直しを図ります。

主な項目	取組内容
<p>減免制度の見直し</p>	<p>今日的視点から現行制度の必要性が低いもの、他の給付施策(生活保護)等で代替措置がされているもの、阪神間都市等の状況についても検証する中で、制度の見直しを図ります。</p> <p>[対象]</p> <p>市税、土地水面使用料、下水道使用料、市営住宅駐車場、幼稚園保育料、市内の施設利用料</p> <p>[実施時期 平成 21 年度～]</p>

企業誘致や地域の雇用拡大などに伴う税収の増加

企業誘致を進めることにより、地域経済の活性化や雇用拡大を図り、税収の増加に努めます。

主な項目	取組内容
企業立地促進法の取組	企業立地促進法に基づく基本計画を策定し、企業立地促進税制等の各種支援策を活用していきます。 【実施時期 平成20年度～】

実態に見合った地方交付税の確保

法令等による義務付けがあり、実施内容について市の裁量が働かない経費などについて、実態に見合った地方交付税措置を行うよう国・県に対して積極的に働きかけ、財源の確保に努めます。

主な項目	取組内容
実態に見合った地方交付税の確保	実態に見合った地方交付税措置を行うよう、国・県に対して要望等を行います。 【実施時期 平成20年度～】

(2) 人件費の抑制

職員定数の削減

事務事業の廃止や執行体制の見直しを行う中で、引き続き積極的な定数削減を行います。また、団塊の世代の職員の大量退職に伴い、今後急激に職員数が減少していくことから、少数精鋭を基本とした計画的な職員の採用や人材育成、知識や経験の伝承等についても計画的に取り組む中で、組織力や職員のモチベーションの維持、向上に努めていきます。

主な項目	取組内容
職員定数の削減	職員定数について、今後の行政需要(業務の廃止や見直し、新規事業への対応)、採用数(人材の確保)や年齢・職種構成等を見据えた安定した組織維持の視点、事業分野別の類似都市との比較、今後の人件費比率の推移への対応等を、退職動向と併せて勘案する中で、平成20～24年度の5ヵ年で500人を目標に削減に取り組んでいきます。 【実施時期 平成20年度～】

給与構造の見直し等

職員給与については、平成19年度から人事院勧告における給与構造改革を踏まえ、給料表の改正等を実施し、大きな構造改善効果額を導き出してきたところですが、平成20年度以降についても、国基準の給与制度を基本に、給与構造の見直しを進めるとともに、厳しい財政状況の中、引き続き、市民に対する市職員の姿勢を示すことから、特別職、一般職ともに給与削減措置についても取り組んでいきます。

主な項目	取組内容
給与削減措置の実施	職員の給料月額を削減します。 市長:25% 局長級:8% 課長補佐級:3% 副市長:20% 室長級:6% 係長・主任等:2% 教育長:10% 課長級:4% 主事等:1% 常勤監査:7% 【実施時期 平成23年度～】

期末・勤勉手当の削減	職員の期末・勤勉手当を削減します。					
	[特別職]					
	市長	25%	55%	教育長	10%	35%
	副市長	20%	50%	常勤監査委員	7%	32%
[一般職]						
20% (局長級)				5%	25%	
[実施時期 平成 22 年度～24 年度]						

(3) 負債の抑制

現在、繰延べしている負債については、償還を基本として縮減に努めるとともに、土地開発公社経営健全化計画の着実な実施を図ることなどにより、負債の抑制に向けた取組を進めます。

また、市債残高の抑制については、高金利の政府系資金については繰上償還・低金利な市債への借換を行い、さらに、通常事業の市債発行額は元金償還額以内を基本とします。

主な項目	取組内容
土地開発公社経営健全化計画の取組	総務省から公社経営健全化団体の指定を受け策定した公社経営健全化計画に基づき、土地開発公社の簿価の圧縮を図り、財政基盤を確立した上で、公社保有地の計画的な事業化に取り組んでいきます。また、その中で、公社の借入金利を抑制するため、内部資金の調達を拡充します。 【実施時期 平成 18～22 年度(計画期間)】
高金利の政府系資金の繰上償還、借換	過去に借り入れた一定利率以上の政府系資金について、繰上償還、借換を行うことにより、金利負担の軽減を図ります。 【実施時期 平成 19～21 年度(借換期間)】

(4) 事務事業の見直し

民間等において実施されている同種サービス等の見直し

今日的視点から公共施設の民間等への移管を検討するとともに、民間等において実施されている同種サービスや、費用対効果が十分でないもの、さらに当初目的を達成したと思われるサービス等について見直ししていきます。

主な項目	取組内容
保育所の環境改善及び民間移管	保育環境の改善、待機児童の解消、多様化する保育ニーズへの適切な対応、より効率的な保育所運営を行うことを目的にプレハブ造りの保育所及び鉄筋コンクリート造りの保育所の民間移管を計画的に推進するとともに子どもを生き育てやすい環境の創出を図ります。 【実施時期 平成 21 年度～】
市立全日制高等学校の見直し	高等学校の改革を推し進める中で、尼崎東高等学校と尼崎産業高等学校を統合することに伴い、併せて経常的経費の見直しを行います。 【実施時期 平成 23 年度～】
市立定時制高等学校の見直し	尼崎工業高校(機械科及び電気科各 1 学級)と城内高校(普通科及び商業科各 1 学級)の学科をすべて普通科に再編し、その中に商業科目や工業科目の選択が可能となるコースや類型などを設置するとともに、現在の 2 校を 1 校に統合します。 【実施時期 平成 23 年度～】

小学校給食調理業務の見直し	給食室の整備を行い、併せて給食調理業務を順次計画的に民間事業者へ委託します。 【実施時期 平成 19 年度～】
福祉医療に係る事務委託料等の見直し	医師会等が行う福祉医療費助成制度に関する事務の事務協力負担金及び事務委託料を見直します。 【実施時期 平成 20 年度～】
青少年センター機能の見直し	老朽化した科学ホールを休止し、従来の大型展示体験からパソコン等による個人体験へ転換を図るとともに、科学教室等を充実させるなど、青少年が科学等に興味・関心を持てる場を提供します。 【実施時期 平成 23 年度～】
尼崎市中小企業勤労者福祉共済事業の公益法人化	尼崎市中小企業勤労者福祉共済事業について、公益法人による自主運営を行います。 【実施時期 平成 21 年度～】
イベント行事等の見直し	市が主催するイベント等について、各種団体等の主催事業とするなど、公費を投入しない形で実施します。 長寿ふれあい運動会 「スポーツのまち尼崎」フェスティバル 市民マラソン ふるさと探訪あまがさき市民ウォーク 公民館まつり 【実施時期 平成 23 年度～】
灰溶融炉の運転方法の見直し	灰溶融炉の運転休止に向けて、検討を行います。 【実施時期 平成 24 年度からの運転休止に向け検討】
消防指令業務の共同運用	尼崎市、伊丹市の現有消防指令管制システムの更新時期に合わせ、両市共有のシステムとして更新整備し、消防指令業務の共同運用を実施します。 【実施時期 平成 23 年度～】
老人福祉工場の見直し	第 1 老人福祉工場を廃止し、他の老人福祉工場等に集約します。 【実施時期 平成 24 年度～】
共同利用施設の管理運営の見直し	共同利用施設の位置づけを見直し、他の福祉会館と同様に地域への無償貸付による管理を行います。 【実施時期 平成 24 年度～】

随意契約の見直し

公平性、透明性、競争性の観点から、現在、随意契約で実施している事務事業については競争入札へ変更していきます。

主な項目	取組内容
電力自由化による電力契約の変更	電力の自由化を踏まえ、入札により電力契約会社や契約方法等を見直し、電気料金の縮減を図ります。 【実施時期 平成 20 年度～】

市単独事業等の見直し

税を財源として実施している市単独事業等で、年齢などを基準とした一律給付的な事業については、利用者負担の導入など施策の転換も含め、事業のあり方について見直していきます。

主な項目	取組内容
私立幼稚園就園奨励補助金の見直し	無認可幼稚園への市単独補助を廃止します。 【実施時期 平成 23 年度～】
老人市バス特別乗車証制度の見直し	受益者負担の観点により、利用者から一部負担金を徴収します。特別乗車証は、交付(更新)時に一定額を事前に負担いただくフリーパス方式と、乗車のつど一定額を負担いただくコイン方式とします。なお、一部負担金の徴収にあたっては、低所得者への配慮と利用者の負担感を考慮して、経過措置を設けます。 【実施時期 平成 22 年度～】
私立大学及び私立高等学校等入学支度金貸付制度の見直し	国・県等による同様の貸付制度が行われている私立大学及び私立高等学校等入学支度金貸付制度を廃止します。 【実施時期 平成 23 年度～】
民間団体補助金の見直し	団体運営の自立を促すため、民間団体補助金を廃止します。 (対象補助金) 尼崎市心身障害児(者)父母連合会補助金 尼崎市身体障害者連盟福祉協会補助金 リハビリテーション友の会補助金 断酒会補助金 原爆被爆者援護事業補助金 メーデー行事助成交付金 【実施時期 平成 23 年度～】
尼崎市民生児童委員協議会連合会補助金の見直し	尼崎市民生児童委員協議会連合会補助金のうち、各地区民生児童委員協議会に対する補助金を廃止します。 【実施時期 平成 23 年度～】
公衆浴場施設整備資金利子補給金の見直し	一般公衆浴場の営業者が施設整備資金を金融公庫から借り入れた場合、支払った利子のうち、年利率 4%を限度として利子補給していた制度を、年利率 1%を超える部分のみ対象とする制度に見直します。 【実施時期 平成 23 年度～】

外郭団体の経営改善及び統廃合の取組促進

「外郭団体の統廃合及び経営改善について」(平成 19 年 1 月)の方針に基づき、随意契約をしていた業務委託の競争入札への変更及び委託料・補助金の削減等の取組を促進するとともに、統廃合に向け団体との協議調整を進めます。

主な項目	取組内容
外郭団体等経営改善の取組促進	外郭団体等に対する人件費補助金等を見直します。 【実施時期 平成 22 年度～】

目標2 「地域社会で支える仕組みづくり」

(1) 地域コミュニティの振興

少子高齢化や情報化などの社会情勢の変化の中で、個々の価値観やライフスタイルなども変化してきており、それに伴って地域課題はますます多様化・複雑化しています。これまでは、生活保護などの市民生活を支える仕組みが、公的なセーフティネットとして機能してきました。しかし、多様化・複雑化しているこれらの地域課題に対しては、市民や地域団体、NPO法人、事業者、行政などの地域の多様な主体によって、対応していかなければなりません。

また、児童虐待問題や、悪質商法などの消費者被害といった、個人の努力だけでは容易に脱却できない生活困難事象については、地域住民などの協力を得ながら、行政が主体となって対応していますが、このような市民と行政による連携の取組は重要になってきます。

こうした協働のまちづくりで地域の力を高めていくことを基本として、市民と行政が、連携・協働しながら、地域課題を解決していく取組を、今後もさらに広めていくとともに、そのためには地域コミュニティの活性化が重要であり、身近な地域での出会いの場づくりを通じて、地域を構成する多様な主体の連携づくりに取り組みます。

主な項目	取組内容
要援護高齢者見守り対策検討事業(国モデル事業:安心生活創造事業)	国の新規事業である安心生活創造事業のモデル都市となり、平成22年度はモデル地区を4箇所拡充して計6箇所で開催し、地域における見守り活動をさらに進めます。 【実施時期 平成21年度～】
地域福祉推進事業	尼崎市社会福祉協議会が、(仮称)地域福祉活動専門員を配置し、地域福祉のネットワーク形成等に取り組むことを支援します。 【実施時期 平成23年度～】

(2) 地域活動団体の育成・支援

今後、協働の取組をさらに広げていくためには、今まで縁のなかった市民が新たにまちづくりに参加することや、協働の考え方に基づく取組が行政の様々な分野にまで拡大・浸透することが求められていることから、若い世代や団塊の世代をはじめ、より多くの市民がまちづくりに参加するきっかけとなるような意識啓発や、協働を進める職員の自覚と責任を促す仕組みづくりなどの取組を進めます。また、活発化しつつある市民の自主的な活動への支援を充実するため、市民活動の展開のための側面的支援に向けた取組を進めるとともに、事業者が市民活動を支援するなど、市民が市民活動を支援する仕組みづくりに向けた取組を進めます。

主な項目	取組内容
協働に関する市民意識の啓発	まちづくりへのより多くの市民参加を促進するため、協働や市民活動について、市民意識を啓発する学習会・講座、活動事例紹介などを実施します。 【実施時期 平成20年度～】
協働推進担当職員の配置	職員の意識改革を図り、協働の視点からそれぞれの業務内容を見直すとともに、市民からの提案に対応するなど、協働の取組を推進するため、関係課に協働推進担当職員を配置します。 【実施時期 平成20年度～】
公募制補助金制度の充実	広域的または身近な地域で活動している市民活動団体を側面的に支援するため、公募制の補助金制度を充実します。 【実施時期 平成20年度～】

(3) 多様な主体との連携・協働の推進

市民の市政への参加・参画意識や公共サービスを担う力は向上してきており、今後はさらに、そうした意識の高まりや力を最大限に活用していくことが求められます。

こうしたことから、より多くの市民の知識と経験を市政に生かすことができるよう、様々な段階での市民参加・参画の機会の充実に向けた取組を進めるとともに、地域課題等について、市民からの提案をもとに市民と行政が共に解決方法を考え、共に解決していくなど、市民からの提案を実現するための仕組みづくりに向けた取組を進めます。

併せて、地域の課題解決に迅速かつ柔軟に対応できる行政の体制の整備など、行政の横断的な連携と協働をコーディネートする機能の充実のための取組を進めます。

主な項目	取組内容
立体緑化推進事業	本庁舎に加え、保育所・幼稚園等の公共施設における壁面緑化の取組を拡充するなど、普及・啓発事業を展開します。 【実施時期 平成22年度～】
エコチャレンジあまがさき推進事業	電気・ガス等の使用量を記録する環境家計簿をつけることで、省エネに取り組む「エコファミリー」や、二酸化炭素排出量を計測できる省エネナビ等の器具を使うことで、エネルギー使用量の削減に取り組む「うちエコモニター」などを募集し地球温暖化対策の普及を図ります。 【実施時期 平成23年度～】
ティーンズミーティング開催事業	「尼崎市の子どもの育ち支援条例」の理念である「子どもの育ちを地域社会全体で支える」ことを実現するにあたり、当事者である子ども同士の話し合いの場として「ティーンズミーティング」を実施します。 【実施時期 平成23年度～】
提案型協働事業制度	市民・行政が協働により取り組むことで、より効果的に解決が図られるものをテーマとして募集し、地域課題や社会的課題を解決していきます。 【実施時期 平成21年度～】
こころの教育推進事業	生徒のみならず保護者及び地域住民を対象に、「生命を尊重する心」と「規範意識」の育成に重点を置いた講演会を開催するとともに、「道徳の時間」の公開授業等を実施します。 【実施時期 平成23年度～】

(4) 情報公開と情報の共有

これまでも行政情報については、積極的に公開を進め、必要な情報がわかりやすく的確に伝わるよう工夫しながら情報の共有化に取り組んできましたが、今後はさらに、市民活動などに関する情報についても、必要な人が必要な時に必要な情報を得られるよう、市民と行政、市民と市民の間の共有化を進めていく必要があります。

こうしたことから、引き続き、行政情報の積極的な公開・提供に向けた取組を進めるとともに、市民活動に関する情報の収集・発信に向けた取組を進めます。

主な項目	取組内容
まちづくりに関する情報の共有化	まちづくりに関する情報について、市民と行政、市民と市民の間の共有化を進めるため、次の取組を行います。 ・市報・ホームページ等の充実、市民活動発表会の開催 ・公共施設等を活用した情報の発信、市民活動情報の集約 【実施時期 平成20年度～】

目標3 「行政経営システムの構築」

(1) 予算編成システムの改革

本プランで目指す財政の健全化、「財源対策を講じなくても歳入に見合った歳出規模となっている」状況を達成するために、事業実施部門の知恵と工夫を最大限に生かし、限られた財源を効率的・効果的に振り向けることができるよう、各局における予算編成の権限拡大に向けた仕組みを検討します。

あわせて、より効果的な行政運営を目指すため、事務事業評価システムをはじめとする行政評価を予算編成や決算審査に活用するなど、事業の再構築が促進される予算編成システムを構築していきます。加えて改革改善運動など行政運営の中にPDCAサイクルを定着させる取組についても継続して実施します。

また、公会計の整備については、平成20年度決算からの公表を目途に、公営企業や第三セクター等も含む連結ベースでの財務諸表の整備を図っていきます。

主な項目	取組内容
予算編成システムの改革	決算や行政評価等と連動した予算編成システムの構築を目指し、次の取組を進めます。 ・各局における予算編成の権限拡大に向けた仕組みの検討 ・行政評価を予算編成、決算審査に活用 ・公会計の整備 【実施時期 平成20年度～】

(2) アウトソーシングの推進

アウトソーシングについては、これまでも民間の専門的な知識・ノウハウを活用することにより、行財政運営の減量化、効率化や市民サービスの向上などを図るといった観点から、順次取り組んできましたが、硬直化した財政構造の是正に資するため、また、団塊の世代の大量退職に備えるため、さらなる民間活力の活用を図ります。

さらに、アウトソーシングについては、市民や地域団体等の活動の活性化を図り、地域の力を高める機会として、また、地域における雇用の創出や起業化につながるような視点からも検討を進める必要があります。

主な項目	取組内容
自転車駐車場の管理体制の見直し	JR尼崎駅における自転車駐車場有料保管業務、撤去業務、放置自転車保管・受入業務、駐車指導整理業務を一括委託します。 【実施時期 平成23年度～】
庁内案内業務の見直し	コールセンターのFAQシステムを活用したよりきめ細かな案内業務を委託により実施します。 【実施時期 平成23年度～】
住宅貸付金回収金収納業務の見直し	収納管理や督促、納付指導などの業務を債権回収業者へ委託します。 【実施時期 平成23年度～】
リハビリテーション事業の見直し	身体障害者福祉センター等、維持期リハビリテーションの対応が可能な事業者へ委託するとともに、現行6か所各週1回開催を1か所週3回に集約します。なお、利用回数は現行どおり一人につき週1回とします。 【実施時期 平成23年度～】

(3) 指定管理者制度の推進

法令等により指定管理者制度が導入できない公の施設を除く、本市の全ての公の施設について、今日的視点から施設のあり方などを見直す中で、市民サービスの向上や管理経費の縮減等、制度の導入効果が見込める施設については、積極的に指定管理者制度を導入していきます。

主な項目	取組内容
図書館業務の指定管理者制度の導入	北図書館に指定管理者制度を導入します。なお、中央図書館については、引き続き、利用者サービスの一層の充実に取り組みます。 【実施時期 平成 23 年度～】
地区会館の指定管理者制度の導入	既に指定管理者制度により管理運営を行っている中央地区会館以外の 5 館について、指定管理者制度導入に向けた取組を進めます。 【実施時期 平成 24 年度～】
公園の指定管理者制度の導入	有料公園施設や一般園地の管理運営業務などを包括的に行うため、既に指定管理者制度を導入している特定公園等に加え、新たに猪名川公園、西向島公園を特定公園とし、指定管理者制度を導入します。 【実施時期 平成 24 年度～】

(4) 組織の見直し

組織体制の簡素・効率化等の推進

自治体を取り巻く状況の急激な変化の中で、これまで以上に組織課題や時代に対応した迅速かつ的確な意思決定や市民サービスの提供が求められていることから、簡素・効率的かつ機能的な組織体制の見直しを行います。

主な項目	取組内容
組織体制の簡素・効率化の推進	局・部・課の3階層から2階層への見直しや機構の廃止・統合等、下位への権限委譲を行うことで、組織構造を改革するとともに、全ての役職階層についての権限や職責の見直しを行います。 これに伴う管理職の削減について、計画期間中の退職者の約半数の削減を目標に取り組んでいきます。 【実施時期 平成 20 年度～】

組織課題や時代に対応した組織体制の整備

新たな組織体制に必要とされる職員像を明確化し、個人が意欲とやりがいを持ちつづけ、組織目標の実現に向け可能性を最大限に発揮できる新たな人材育成計画を策定するとともに、職員的能力や努力の成果を正当に評価し、人事や給与に反映する新たな人事システムを構築することにより、少数精鋭型組織にふさわしい職員を育成します。

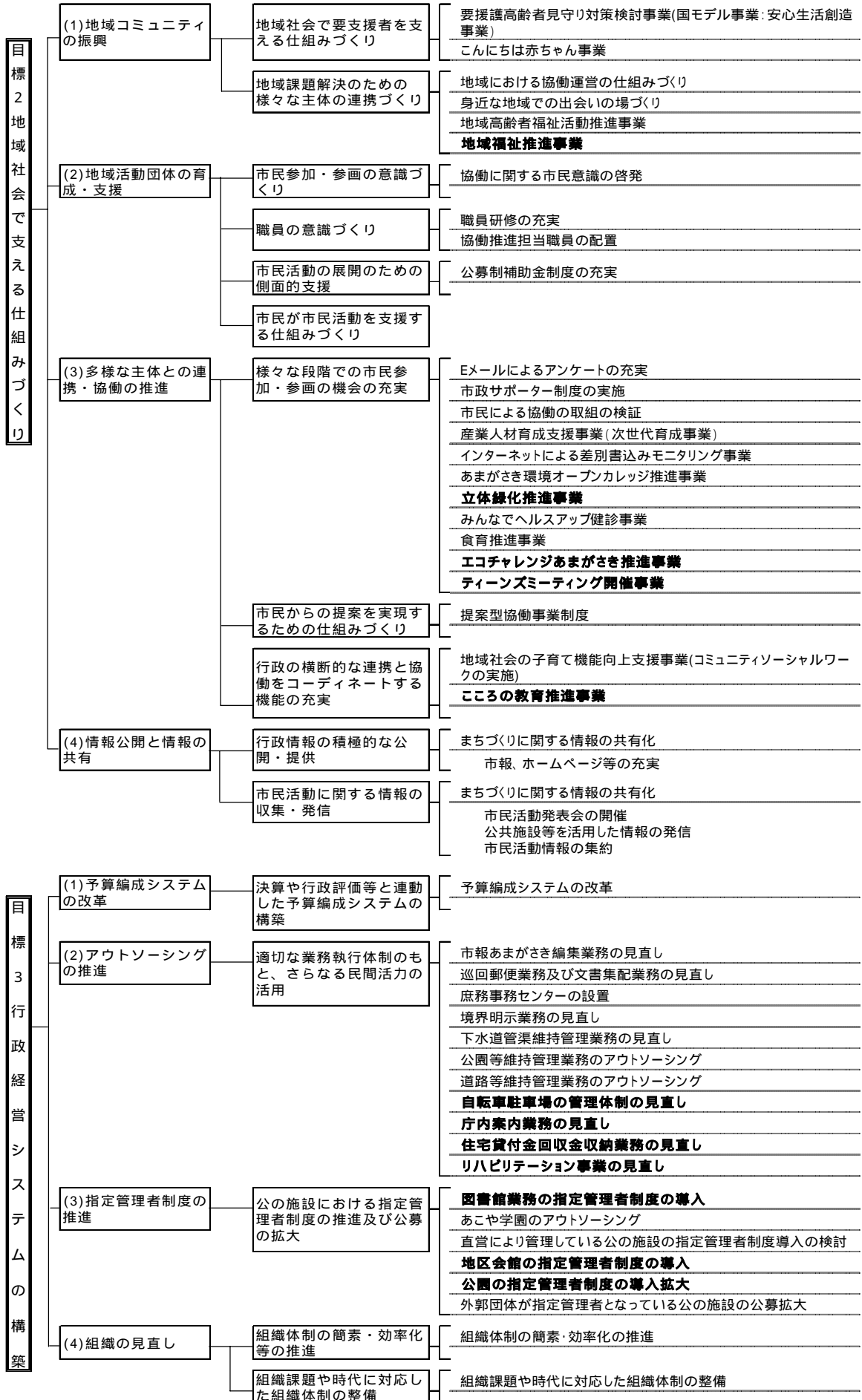
主な項目	取組内容
組織課題や時代に対応した組織体制の整備	・新たな人材育成計画を策定し、今後の少数精鋭型組織が求める人材像や価値観、評価の基準を明確に示し、職員の意欲を喚起する中で、次代を担う人材を計画的に採用・育成していきます。 ・職員的能力と業務能率の持続的向上を図るため、勤務実績評価や職務行動評価の手法を取り入れ、組織の目標に職員的能力を的確に結集する仕組みや、適正な能力評価の仕組みを構築し、困難な課題に対し、計画的かつ果敢に取り組む職員の努力の成果について正当に評価し、給与等の処遇面に反映させていきます。 【実施時期 平成 20 年度～】

改革改善の取組一覧(取組方針別)



行政協力員制度の見直し
文書発送方法の見直し
浄書等業務の契約方法の見直し
事務の概要の廃止
職員貸与被服の見直し
公用車運転業務の見直し
ごみの減量・リサイクルの推進
さわやか指導員制度の見直し
車両整備業務の見直し
クリーンボックスの見直し
市民まつり協議会事務局機能の移管
市民相談業務(交通事故相談業務)の見直し
ちかまつ・文化関係業務の見直し
医療資金融資あっ旋預託金の廃止
高齢者住宅整備資金貸付金の廃止
福祉医療に係る事務委託料等の見直し
ベビーホーム委託事業の廃止
法人保育園中規模施設改修補助金の廃止
青少年センター機能の見直し
訪問リハビリテーション事業の廃止
商工業施策の体系的整理とメニュー化
産業・労働部門の各種表彰事業の見直し
財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所への派遣の見直し
勤労者福祉資金融資制度の廃止
尼崎市中小企業勤労者福祉共済事業の公益法人化
まちかどチャーム賞の実施方法の見直し
交通安全教育体制の見直し
通路橋使用料体系の見直し及び使用許可台帳のシステム化
緑化普及啓発業務執行体制の見直し
道意地下道管理業務の見直し
下水道使用料減免制度の見直しに伴う事務経費の削減
下水道施設維持管理体制の見直し(北部浄化センター)
優良建築物等整備事業の休止
市街地再開発事業等特別融資あっ旋事業の廃止
市街地再開発事業等特別融資あっ旋制度等利子補給事業の廃止
尼崎21世紀の森構想推進事業(推進母体への支援)の見直し
緊急車両の配置、運用、装備等の見直し
市立高等学校施設管理業務の見直し
公民館業務の見直し
ネット 모니터の廃止
商業活性化対策協議会支援事業の見直し
工業活性化施策の一部見直し
産業のまち「あまがさき」キャンペーン事業の見直し
尼崎市密集住宅市街地整備地区木造賃貸住宅等建替に係る助成事業の廃止
尼崎市密集住宅市街地整備地区民間賃貸住宅建設資金利子補給事業の廃止
尼崎市密集住宅市街地整備地区木造賃貸住宅建替促進家賃対策補助事業の廃止
セットバック緑化事業助成制度の見直し
防災行政無線の保守管理方法の一部見直し
消防・救急無線の保守管理、運用方法等の見直し
自家給油取扱所の機能拡充(公用車燃料補給手法の見直し)
いきいき学校応援事業の一部見直し
社会体験活動事業(研修事業)の廃止
生涯スポーツ・レクリエーション事業運営内容の一部見直し
自然学校推進事業に係る保護者負担の適正化
審議会等報酬、報償費の見直し
謝礼的報償費の見直し

	公共施設の見直しの検討 イベント行事等の見直し 職員厚生会事業の見直し 灰溶融炉の運転方法の見直し 道路清掃業務委託の見直し 精神障害者社会復帰対策推進事業の見直し 障害者地域生活援護事業等補助金の廃止 老人クラブ研修関係事業の見直し 老人いこいの家運営事業費の見直し 地域福祉サポート事業の見直し 法人保育園待機児童解消加算補助金の見直し 母子福祉施策の見直し 商業活性化対策支援事業の見直し 事業所景況等調査事業の一部見直し 特許権取得サポート事業の廃止 アーケード維持管理費補助金の廃止 (財)尼崎地域・産業活性化機構への事務委託事業の一部見直し 中小企業経営相談事業委託の見直し 消防指令業務の共同運用 老人福祉工場の見直し 共同利用施設の管理運営の見直し
随意契約の見直し	電力自由化による電力契約の変更 一般家庭ごみ収集運搬業務委託契約方法の見直し
市単独事業等の見直し	老人市バス特別乗車証制度の見直し 敬老関係事業(記念品事業)の見直し 福祉医療助成制度の見直し ねたきり者等歯科保健対策事業の見直し 金婚夫婦祝福事業の見直し 敬老事業(地域敬老委託事業)の見直し 市民農園整備事業費補助金の廃止 修学援助金交付金の見直し 要保護・準要保護児童生徒就学援助金の見直し 私立幼稚園就園奨励補助金の見直し 私立大学及び私立高等学校等入学支度金貸付金制度の見直し 民間団体補助金の見直し 尼崎市民生児童委員協議会連合会補助金の見直し 公衆浴場施設整備資金利子補給金の見直し
外郭団体の経営改善及び統廃合の取組促進	猪名野やすらぎ荘の廃止 長安寮の移管 母子生活支援施設の移管 尼崎学園の移管 財団法人尼崎健康・医療事業財団補助金の見直し 財団法人尼崎口腔衛生センター補助金の見直し 尼崎リサーチ・インキュベーションセンター用地賃貸借契約の見直し 外郭団体等経営改善の取組促進



第3章 新規・拡充事業

“あまがさき”行政構造改革推進プランに基づき、さらなる財政健全化に向けた取り組みを進める一方で、将来のまちづくりを見据え、限られた財源を有効に活用し、市民の健康づくりや学力向上、環境保全、さらには雇用の支援など、今日的な課題に取り組んでいく。

<全体概要>

新規事業：20事業 513,267千円(うち一般財源 309,982千円)
 拡充事業：13事業 307,406千円(うち一般財源 78,945千円)
 合計：33事業 820,673千円(うち一般財源 388,927千円)

・事業費は千円単位で計上
 ・()内は拡充事業の全体事業費のうち、拡充部分の事業費

区分	事務事業名	事業概要	事業費 ()は拡充部分
〈環境・産業〉			
1	新規 エコチャレンジあまがさき推進事業	家庭における地球温暖化対策を推進するため、環境家計簿や二酸化炭素排出量を可視化する機器の普及や環境映画会の開催等を行うことで、市民一人ひとりの自発的な取組の促進を図る。	1,723
2	新規 あまがさきエコプロダクツ支援事業	市内で生産されている環境負荷の低減に寄与する優れた工業製品の発掘、評価・表彰や、環境に積極的に取り組む事業者のネットワークをすることにより、事業者の環境配慮の取組の促進を図る。	800
3	新規 自然エネルギー等導入促進事業	自然エネルギーの普及を更に進めるため、私立保育園・幼稚園への太陽光発電設備設置に対する補助を行い、次世代を担う子どもたちの環境意識の醸成を図るとともに、保護者や地域住民への自然エネルギーの普及啓発を行う。	4,009
4	拡充 立体緑化推進事業	地球温暖化及びヒートアイランド対策として効果が期待できる壁面緑化の普及を促進するため、壁面緑化の取組支援を私立保育園・幼稚園などへも拡充するとともに、種苗やパンフレットの配布、講習会の開催等市民・事業者への普及啓発を行う。	4,435 (388)
5	拡充 環境マネジメントシステム推進事業	本市の環境施策全般の評価及び進捗管理を行う新たな会議体を立ち上げることにより、外部の視点を確保しつつ、適切な施策評価を行い、環境施策の推進を図るとともに、環境マネジメントシステムを活用した市の事務事業における環境配慮を推進する。	1,752 (0)
6	新規 中小企業エコ活動総合支援事業	「国内クレジット制度」(国内でのCO2排出権取引制度)の利用促進を図るとともに、同制度利用に至るCO2排出削減が見込めない小規模事業所への省エネ対策支援等を行うことで、中小製造業事業所のエネルギーコスト軽減を促進し、もって経済と環境の両立による地域産業の活性化を図る。	5,151

(健康・福祉)

1	拡充	ヘルスアプローチ事業 (生活習慣病予防ガイドライン策定事業)	糖尿病等の予防可能な生活習慣病の重症化予防によって、市民の健康寿命の延伸及びその結果得られる医療費や扶助費等の適正化に向け、組織横断的に、科学的根拠に基づいた具体的な生活習慣病予防対策が講じられるよう「尼崎市生活習慣病予防ガイドライン」を策定する。 同時に、生活習慣病予防の実現に向けては、市民1人ひとりの自覚と責任が最も重要であることから、市民に対しポピュレーションアプローチを積極的に実施する。	49,776 (4,021)
2	拡充	ヘルストrend事業	より効率的で効果的な事業の再構築に向け、事業効果の評価を行う目的で行っているレセプト情報のデータ化は、委託経費の関係から毎年5月単月のみ実施しているが、ヘルスアップ尼崎戦略事業における、医療費全体に寄与する効果の分析精度を上げるため、通年医療費についてデータ化を行う。 同時に、通年のレセプト情報のデータ化によって得られる薬剤情報を活用し、生活習慣病など後発医薬品(ジェネリック医薬品)で対応できる薬剤が処方されている対象者を抽出し、後発医薬品促進通知書を送付する。	87,986 (76,536)
3	新規	国民健康保険料特別減免制度	保険料が基準総所得の20%を超える世帯を対象とする保険料減免制度を新設する。該当する世帯の負担感の軽減を行うことで、保険料収納率の向上を目指し、制度の安定化を図る。(本制度については、国において実施が予定されている医療保険制度の見直しに合わせて、財政健全化繰入金も含めて再整理を行う。)	254,795
4	拡充	国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予制度	国民健康保険被保険者が、一時的に生活困窮状態となり、医療機関等に一部負担金を支払うことが困難となった場合に適用される一部負担金減免及び徴収猶予制度について、生活保護基準以下の収入世帯を加えるなど、対象世帯の拡充を図る。	7,081 (7,081)
5	拡充	妊婦健診事業	前期・後期健診と基本健診12回分(うち6回分は超音波含む)、計14回分を助成している妊婦健診のうち、前期健診に血糖検査、HTLV-1抗体検査、不規則抗体検査の項目を追加して助成する。	263,738 (13,168)
6	新規	地域福祉推進事業	誰もが安心して地域で生活できる福祉コミュニティの形成に向け、身近な生活圏域で、地域における様々な生活・福祉課題を発見・共有し、その解決に向けた取組みを進める小地域福祉活動の拡がりを目指す。 具体的には、(仮称)地域福祉活動専門員を配置し地域福祉のネットワーク形成等に取り組む尼崎市社会福祉協議会の活動を支援するため、同協議会に対し事業補助を行う。	17,949
7	新規	地域活動支援センター等移行支援事業	障害者の自立を図るとともに、各人の生きがいを高めるなど、障害者の福祉の向上を図るために運営されている小規模作業所について、障害者自立支援法に基づく法内事業所への移行を促進するため、その支援策を講じる。 対象は、身体障害者・知的障害者・精神障害者の各々が通所する市内の全ての小規模作業所等で、法内事業所である地域活動支援センター等へ平成23年4月1日から平成25年4月1日の間に移行し、一定の条件を具備する場合に支援を行う。	13,173

8	拡充	緊急通報システム普及促進等事業	<p>障害者が安心して暮らせる社会を実現するため、急病や事故等の緊急時に迅速、適切な援助を行うシステムを普及させることにより、日常生活の安全確保と不安の解消を図る。</p> <p>そのため、既存の緊急通報システム普及促進事業の対象者要件に、「身体障害者手帳(1～2級)を所持する障害者単身世帯」を追加する。</p>	26,784 (633)
9	新規	在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業	<p>在宅の重症心身障害児(者)で、居宅において継続して療養を受ける必要がある者に係る訪問看護療養費の一部を助成することにより、これらの者の福祉の増進を図る。</p> <p>各医療保険法の規定に基づく訪問看護療養費の100分の10に相当する額を利用者の一部負担金とし、訪問看護療養費から各医療保険負担分と一部負担金を控除した額を助成する。</p>	1,469
10	新規	身体障害者福祉センター自立訓練事業	<p>身体障害者福祉センター事業において、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス(自立訓練)を新たに導入することにより、在宅生活を持続的に維持できるよう肢体障害者の身体機能や生活能力の向上を図る。</p> <p>病院における回復期リハビリを終了し退院等した障害者に対し、期間を定めて訓練目標を設定し、在宅生活に必要な身体機能訓練、日常生活動作訓練、家事動作訓練、移動訓練及びコミュニケーション訓練などを行う。</p>	7,078

(子育て・教育)

1	拡充	つどいの広場設置推進事業	<p>在宅で子育てをしている保護者やその子どもたちが交流できる場として、つどいの広場を1箇所増設し、子育てに関する不安や負担感の軽減を図るとともに、子育てしやすい環境を創出する。また、保護者の育児に伴う負担解消などのため、一時預かり事業を今回設置する広場において併せて実施する。(JR尼崎駅周辺に設置)</p>	31,375 (9,575)
2	新規	ティーンズミーティング開催事業	<p>「尼崎市子どもの育ち支援条例」の理念を実現していくにあたり、当事者である子どもの思いや考えを聴き、必要に応じて子ども関連事業の構築等につなげるとともに、地域住民等が子どもの思いや考えを知ることで、子どもの育ちに関心を持ち、子どもに積極的に関わるなどの取組の可能性を高めることを目的に、子ども同士(小、中学生)が話し合える機会(ティーンズミーティング)を設ける。</p>	151
3	新規	法人保育園施設改修等補助金	<p>保育環境の向上及び待機児童の解消を図るため、安心こども基金を活用して、定員増を伴う施設の増改築や大規模改修を行う法人保育園に対して、その費用の一部を補助する。</p>	158,505
4	拡充	児童ホーム待機児童対策事業(児童ホーム整備事業)	<p>入所を希望する児童の多い児童ホームの建替え等を行い、定員増を図ることで、留守家庭児童の安全と就労する保護者の安心を確保する。</p> <p>対象: 尼崎北児童ホーム、園田南児童ホーム</p>	115,167 (115,167)

5	新規	こころの教育推進事業	中学校において指導不服従などの問題行動が急増する中で、自他の生命や人格を尊重するとともに、法やきまりを遵守する生徒の育成に向けて道徳教育の充実を図るため、現在の「いのちの教育派遣事業」を発展拡大し、各中学校における道徳の全体計画及び年間指導計画と整合を図りつつ、保護者や地域と連携する中で、「生命を尊重する心」と「規範意識」の育成に重点をおいた「こころの教育推進事業」を実施する。	2,584
6	拡充	学力向上クリエイティブ事業	学力・生活実態調査の結果等を踏まえる中で、小学校から中学校に学年が進むにつれ、学力や学習意欲の低下が見られることから、家庭学習の一層の習慣化を図るとともに、新たに各中学校区において小・中学校が連携し、9年間の連続性のある教育活動を実施していくための調査研究に対する支援を行う。 また、小学校(5・6年生)における外国語活動の完全実施にあたり、小学校教員の英語運用能力の向上を図るとともに、中学校以降の英語学習に向けて、児童のコミュニケーション能力等の素地をつくるための支援を行う。	87,584 (9,821)
7	新規	尼崎双星高等学校学力ステップアッププロジェクト	尼崎双星高等学校の特色と魅力づくりを目指し、よりレベルの高い進学及び就職を希望する生徒の学力向上を図るため、夏季休業期間において、尼崎双星高等学校の新1年生の希望者を中心に、学習に専念できる宿泊施設を利用した学習合宿などの進学対策を実施する。	362
〈雇用・住まい・くらし〉				
1	拡充	地域雇用・就労支援事業	平成22年度から実施している「地域雇用・就労支援事業」を拡充し、若年者を含む離職者等に対して無料職業紹介(就職のあっせん)を実施することで、自立した生活基盤を築く支援を行うとともに、市内企業に対する労働力確保の支援を行う。	17,957 (7,429)
2	拡充	子育てファミリー世帯住宅支援事業	ファミリー世帯支援事業について、子育てファミリー層のニーズに応じた適切な規模の住宅取得を支援するため、世帯・住宅面積要件の見直しや近居・多世帯への補助金の増額等を行うとともに、制度の周知を図り、子育てファミリー層に適した良質な住宅の普及と良好な住環境を形成する。	156,619 (63,000)
3	新規	すまいづくり支援・情報提供事業	市民自らがふさわしいすまい選択を行える情報提供や、住宅市場が有効に機能する仕組みづくりを推進するための「(仮称)すまいづくり支援会議」の設置やマンションの良好な管理の促進などを図るためのセミナー開催の充実などにより多様化するすまいニーズに対応する。	327
4	新規	市営住宅建替事業	施設の老朽化に対応し、耐震性能の確保やバリアフリー性能の向上を図るため、耐震性に課題がある旧耐震基準による中層ラーメン構造の市営住宅について、土地の高度利用と集約化を図りながら建て替えを行う。	6,600
5	新規	市営住宅耐震改修事業	耐震性能を確保するため、耐震性に課題がある旧耐震基準による高層の市営住宅について、耐震診断及び耐震改修を行う。	25,414

6	新規	降雨観測システム更新事業	稼働から24年が経過し老朽化が著しい当該システムについて、市民への情報発信やきめ細かな降雨情報の収集など降雨観測システムのあり方についても検討したうえで、システムの更新を図り、市民の安全・安心の確保を目指す。	5,000
7	新規	消防救急無線デジタル化事業	災害・救急活動に必要な不可欠な消防救急無線について、現行使用しているアナログ波からデジタル波対応の機器に更新する。同無線については、消防本部と消防署や消防隊等を結ぶ通信手段であり、市民の生命・身体・財産を守り、かつ災害による被害の軽減を図るもので、法改正によりデジタル化移行を義務付けられたものである。なお、平成23年度については、機器更新の根幹となる基本設計業務を委託する。	4,984
8	拡充	有害鳥獣対策事業	アライグマやヌートリアによる農業被害対策に加え、新たにカラスによる被害から市民の安心・安全を守るため、公園や学校等での巣落としや民有地での緊急的な対応、市民へのカラス対策用啓発チラシの作成、県及び阪神間各市と連携した広域的な取組等を行う。	854 (587)
9	新規	第2次男女共同参画計画策定事業	男女共同参画促進施策等を総合的かつ計画的に実施していくための行動計画として策定した「尼崎市男女共同参画計画」の計画期間が23年度で終了するのに伴い、現計画の検証及び課題の整理を行うとともに、市民意識調査も実施する中で第2次の計画を策定し、今後5年間の取組の方向性を定める。	2,902
10	新規	配偶者等からの暴力対策基本計画策定事業	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」において、DV対策基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務とされたことに加え、DV相談件数増加や全国的なDV関係事件の発生等を受け、本市においても配偶者等からの暴力防止・被害者保護のための施策の実施に関する基本計画を策定し、体制強化を図る。	291

メ 毛



みなさまからのご意見をお待ちしております。

尼崎市 企画財政局 行財政改革担当

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁舎北館4階

電話番号 06-6489-6124

ファックス 06-6489-6793

Eメール ama-gyokaku@city.amagasaki.hyogo.jp

ホームページ <http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>